

号を加える。

1 小規模企業者等設備導入資金の償還に関すること。

2 貸付額が1,000万円未満の中小企業高度化資金の貸付決定に関すること。

3 貸付額が1,000万円未満の中小企業高度化資金の貸付請求に関すること。

4 貸付額が1,000万円未満の中小企業高度化資金の貸付金の支払請求に関すること。

別表第3商工観光労働部経営金融課の項第3項部長専決事項の欄第1号中「第5条及び」及び「登録又は」を削り、同項同欄第4号中「及び第2項」を削り、同項同欄第6号中「第42条第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項課（総室・室）長専決事項の欄中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

1 同法第5条の規定により貸金業者の登録をすること。

別表第3商工観光労働部経営金融課の項第4項部長専決事項の欄に次の2号を加える。

1 中小企業高度化事業の計画・建設診断に関すること。

2 地域・企業動向に関する診断に関すること。

別表第3商工観光労働部経営金融課の項第4項課（総室・室）長専決事項の欄に次の1号を加える。

1 その他の軽易な診断に関すること。

別表第3商工観光労働部企業立地課の項第2項知事専決事項の欄中第2号及び第3号を削り、同表同部同課の項第2項に次に次のように加える。

3 県が管理する工業団地に関すること。		
4 高度技術研究開発基盤の整備に関すること。		

別表第3商工観光労働部の項中「観光物産課」を「観光物産総室」に改め、同表同部労働雇用課の項第1項部長専決事項の欄中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同表同部職業能力開発課の項第1項部長専決事項の欄第4号中「雇用能力開発機構法（平成11年法律第20号）第36条」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）第20条」に改め、同項同欄中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号に改め、同項課長専決事項の欄第2号中「生涯能力開発給付金、中小企業事業転換等能力開発給付金及び認定訓練派遣等給付金」を「中小企業人材育成事業助成金」に改め、同項同欄に次の1号を加える。

5 職業能力開発校の養成施設の指定申請及び変更申請をすること。

別表第3商工観光労働部職業能力開発課の項第2項知事決裁事項の欄中第1号を削り、同表同部同課の項第3項知事決裁事項の欄第1号中「認可」を「設立認可」に改め、同表同部同課の項中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同表農政部農政課の項第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項部長専決事項の欄第2号中「（大臣協議に係るもの以外のもの。）」を削り、同項を同表同部同課の項第8項とし、同表同部同課の項中第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、第12項を削り、第10項の次に次のように加える。

11 農村地域工業等導入事業に関すること。	1 実施計画に同意すること。 2 資金融通促進事業に関すること。	
12 （財）熊本県農業公社に関すること。		

別表第3農政部農業団体金融課の項第3項分掌事務の欄中「農業共済保険」を「農業共済組合」に改め、同表同部農業振興課の項第1項部長専決事項の欄中第11号を削り、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

9 同法第64条の規定により自作農として農業に精進する見込みのある者のうちから適当と認められるものを選定すること。

別表第3農政部農業振興課の項第1項部長専決事項の欄中第14号を削り、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

12 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第15条の2の規定により貸付けを行うこと。

別表第3農政部農業振興課の項第1項部長専決事項の欄中第16号および第17号を削り、同表同部同課の項第3項部長専決事項の欄中第1号を削り、同表同部同課の項第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、同表同部同課の項第10項部長専決事項の欄中第1号を削り、第2号から第4号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同表同部同課の項第9項とし、同表同部同課の項中第11項を削り、第9項の次に次のように加える。